

一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会 定款

一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会（以下「本会」という）という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互扶助の精神に基づき必要な共同事業を行い、関係法規を遵守して公共の保安と衛生に寄与すると共に、会員相互の緊密な連繫をもとに、協力して過度の競争を避け、技術及び経済的地位の向上に努め、併せてその親睦融和を図ることを以って目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、経営技術の研究及び交流
- (2) 共同受注及び作業体制確立のための施設及び機構の整備
- (3) 会員の事業発展のために行う啓蒙宣伝
- (4) 諸官庁、関連各団体との連絡協調、施策の具申
- (5) 経営及び技術向上のための見学又は講習会等の開催
- (6) 親睦のための旅行会
- (7) 業界に功労ある人材の顕彰
- (8) その他目的達成のため必要と認められた事項

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、さいたま市に置き、必要あるときは理事会の決議により従たる事務所を設けることができる。

2 従たる事務所は、支部と称する。

第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第5条 本会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本県内に事業所を有し冷凍・空気調和に関係ある設備工事及び保守を業とする個人又は法人
 - (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人又は法人
- 2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 前条に規定する資格を有する者で、本会の会員となろうとする者は、正会員2名(うち1名を理事とする。)以上の推薦を必要とし、別に定める入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、事由を付した書面をあらかじめ代表理事に提出し、理事会の承認を得て退会とすることができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議により、除名することができる。ただし、その会員に総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員となった個人又は法人は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第3章 社員総会

(種類)

第10条 本会の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第11条 社員総会は正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員責任の一部免除
- (5) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び継続

- (9) 合併契約の承認
- (10) 第40条第2項に規定する残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (12) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (13) 入会金及び会費
- (14) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認

- 2 社員総会は、前項10号又は11号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第13条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づいて代表理事が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - 一 社員総会の日時及び場所
 - 二 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款変更又は合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
 - 三 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第14条 代表理事は、社員総会の日前2週間前までに、会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、招集通知を発しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書

(議長)

第15条 社員総会の議長は代表理事とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) 社員の除名

(議決権)

第17条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第16条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第19条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない社員は、第14条第2項に規定する議決権行使書を持って議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第16条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 代表理事が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、社員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第13条第3項の理事会において定めるものとし、第14条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(役員及びその員数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上 20名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名を副代表理事とし、1名を業務執行理事(一般社団・財団法人法第91条第1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。
 - 3 代表理事は会長とする。
 - 4 副代表理事は副会長とする。
 - 5 業務執行理事は専務理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

(役員資格)

第24条 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員解任)

第25条 役員は、いつでも第16条に定める社員総会の決議により、解任することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第27条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により辞退した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権

利義務を有する。

(役員の職務)

第 28 条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 代表理事は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定、実行する。
- (4) 専務理事は、代表理事の定めるところにより、代表理事及び副代表理事を補佐して、会務を処理する。

2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事については社員総会において別に定めた額の範囲内で代表理事が決定する額の報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、交通費などの費用を弁償することができる。

(役員賠償責任の免除)

第 30 条 本会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は一般社団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事または外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は一般社団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第 31 条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て代表理事がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する基本的な事項について、相談役は、会務の執行に関する重要事項について、代表理事の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役の任期については、第 26 条第 1 項の規定を準用する。

第 5 章 理 事 会

(理事会の設置)

第 32 条 本会に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選定及び解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) 一般社団法人・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (8) その他本会の業務の執行に関する事項

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 代表理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、一般社団法人・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第6章 財産、会計及び情報開示

(剰余金の処分)

第39条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 前項に規定する贈与の相手方は、第16条に規定する社員総会決議によるものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 代表理事は各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 代表理事は、各事業年度経過後2ヶ月以内に次の書類を作成し、第1号、第2号、第4号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) (1)、(2)の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿

(公告)

第44条 本会の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するときは、第16条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(合併等)

第 46 条 本会は、社員総会において社員の総数の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般
法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 47 条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会において社員の総数の 3 分の 2 以上の議決があったとき。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併 (当該合併により本会が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 一般法人法第 2 6 1 条第 1 項又は第 2 6 8 条の規定による解散を命じる
裁判

第 8 章 附 則

(細則について)

第 48 条 本会は、定款に定めのない細則については別途内規にて定めるものとする。

(施行期日)

第 49 条 この定款は、本会の設立登記の日から施行する。

(承継)

第 50 条 本会は、任意団体埼玉県冷凍空調工業会を母体とし、その事業、財産、権利義
務及び会則を当然に承継する。